

七尾市建設工事総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が七尾市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試行対象)

第2条 総合評価落札方式の試行の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事
- (2) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式の実施において、令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関して2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

- (2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき(ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。)

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力等が市にとって最も有利なもの決定

(技術資料の提出要請)

第4条 市長は、総合評価落札方式を行うとする場合は、技術力の審査並びに評価に必要な資料(以下「技術資料」という。)について、次の各号の区分に応じた方法により提出を要請するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合

七尾市工事請負業者選考委員会に総合評価落札方式の適用を報告した上で、入札公告において技術資料の提出を要請するものとする。

- (2) 指名競争入札の場合

七尾市工事請負業者選考委員会に総合評価落札方式の適用を報告した上で、指名通知時に技術資料の提出を要請するものとする。

2 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等のほか、以下の各号に関する事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
- (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること
- (4) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第5条 令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準、落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第 6 条 前条に規定する評価の方法は、競争入札参加者の技術力として基礎点の 100 点に加算点を加えたもの (以下「技術評価点」という。) を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値 (以下「評価値」という。) をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点 (100 点) + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

(評価基準)

第 7 条 第 5 条に規定する評価基準は、次の各号によるものとする。

(1) 評価項目

当該工事の目的物、内容により必要となる技術的要件に応じて定める。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(落札者決定の方法)

第 8 条 第 5 条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する競争入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格以下であること。

(2) 評価値が基礎点 (100 点) を予定価格で除した数値 (以下「基準評価値」という。) を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が 2 名以上あるときは、市が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表等)

第 9 条 市長は、契約締結後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申し立て等)

第 10 条 入札参加者で、落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して 7 日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申し立てることができる。

2 市長は、前項の申し立てがあった場合、申し立ての最終日の翌日から起算して 14 日以内に書面により回答するものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第 11 条 市長は、落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又は違約金の課金等、工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ技術資料提出要望書、契約書及び特記仕様書等において明記するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行において必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 10 日から施行する。